

白鷹町災害廃棄物処理計画（案）のパブリックコメントを募集します。

【募集期間】 1月15日（金）～2月5日（金）

【問い合わせ】 町民課くらし環境係 ☎ 85-6131

町では、環境省が定める「災害廃棄物対策指針」に基づき、山形県災害廃棄物処理計画や白鷹町地域防災計画と整合性を図りながら、「白鷹町災害廃棄物処理計画」の策定を進めています。その概要についてお知らせしますので、本計画（案）に関する町民の皆さまのご意見をお寄せください。

●計画の目的

大規模地震や豪雨による災害、その他の自然災害が発生した場合を想定し、「白鷹町地域防災計画」と整合性を図りながら、災害に伴い発生した廃棄物等を迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図ることを目的とします。

●対象とする災害

山形県が策定した「山形県災害廃棄物処理計画」および「白鷹町地域防災計画」で想定する災害を対象とします。

●対象とする廃棄物

自然災害により生じた廃棄物や避難所ごみ等とします。

●処理の基本方針

災害廃棄物は一般廃棄物に該当するため、白鷹町が処理の主体となり、次の方針に基づき実施します。

（1）衛生的な処理の確保

被災者の一時避難や被害の際に発生する生活ごみやし尿については、生活衛生の確保を最重要事項として対応します。

（2）迅速な対応

生活衛生の確保、地域振興の観点から災害廃棄物の処理は迅速に行います。

（3）町民への対応

災害廃棄物等の排出・分別ルールを分かりやすく広報し、町民の混乱を防ぐとともに分別を徹底します。

（4）計画的な処理

道路の寸断、一時的に大量に発生する災害廃棄物に対応するため、計画的・効率的な処理を行います。

（5）環境に配慮した処理

災害廃棄物は、可能な限り環境に配慮し処理を行います。

（6）安全作業の確保

災害時の処理業務は廃棄物の量・質の変化等が考えられるため、作業の安全性の確保を図ります。

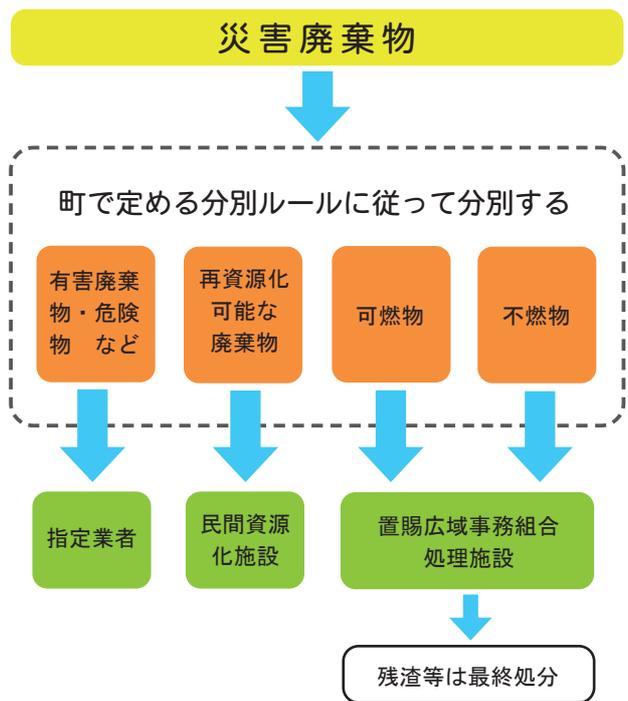
（7）処理体制の強化

災害発生時には、県や県内市町村、応援協定の締結先と調整し相互協力体制を確認するとともに情報交換に努めます。

（8）リサイクルの推進

分別・処理・再資源化を行うことで、災害廃棄物の処理・処分量を軽減し、効率的な処理を行います。

●災害廃棄物処理フロー



【閲覧場所】

町民課、各地区コミュニティセンター、中央公民館、町のホームページ

【意見の提出方法】

ご意見は「広報直通便」または、町ホームページに掲載の「ご意見提出様式」に必要事項を記載の上、郵送、FAX、電子メールなどでお寄せください。

[Eメール] cyoumin@so.town.shirataka.yamagata.jp

[FAX] 85-5275

[郵送] 〒992-0892 白鷹町大字荒砥甲833番地
白鷹町役場町民課くらし環境係

白鷹町空家等対策計画（案）のパブリックコメントを募集します。

【募集期間】 1月15日（金）～2月5日（金）

【問い合わせ】 町民課くらし環境係 ☎ 85-6131

本町の空き家は、令和元年度空き家実態調査（下表）で、498件を把握し前回調査から46件増加しました。平成27年に全面施行となった空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、白鷹町空家等対策協議会を設立。平成28年に空家等対策事業の実施方針を示した白鷹町空家等対策計画を策定し、各種対策事業を行っています。第1期の計画が令和2年度までとなっていることから、空家等対策の推進に関する特別措置法を基本とし、第2期の空家等対策計画を策定します。作成した原案の詳細につきましては、下記閲覧場所で公開しておりますので、内容等をご確認いただき本計画（案）に関する町民の皆さまのご意見をお寄せください。

▼調査結果

地域	令和元年度 ※（）内は平成28年度			
	空き家件数	うち危険性のある空き家件数	空き家棟数	うち危険性のある空き家棟数
蚕桑	105件（97件）	15件（15件）	173棟（153棟）	29棟（28棟）
鮎貝	91件（91件）	18件（17件）	141棟（133棟）	29棟（23棟）
荒砥	124件（110件）	12件（15件）	181棟（165棟）	17棟（25棟）
十王	30件（22件）	3件（3件）	45棟（33棟）	6棟（6棟）
鷹山	77件（73件）	14件（14件）	124棟（108棟）	19棟（17棟）
東根	71件（59件）	14件（9件）	117棟（86棟）	24棟（13棟）
計	498件（452件）	76件（72件）	781棟（678棟）	124棟（112棟）

※件数には住宅・車庫・物置など複数の棟が含まれています。

※「危険性のある空き家」には特定空家等に認定されていない空き家も含まれます。

●計画策定の趣旨

町民の安全を守り、安心した生活環境を確保するため、空家等対策に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、本町における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため「白鷹町空家等対策計画」を定めます。

●計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

●空家の定義

(1) 「空家等」とは…

建築物またはこれに付随する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものおよびその敷地。

(2) 「特定空家等」とは…

倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上、景観上など、生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等。

●空き家対策の具体的施策

(1) 所有者等による空き家等の適切な管理の促進

- ・適切な管理の促進
- ・広報やホームページによる啓発

- ・空き家管理サービス事業の促進
- ・アンケート調査の実施
- (2) 利活用可能空き家対策
 - ・白鷹町空き家バンク事業
 - ・移住、定住ホームページ
 - ・空き家相談窓口の開設
 - ・住宅耐震化促進事業
 - ・木造住宅耐震診断・改修支援
- (3) 特定空家等の対策
 - ・実態調査等に基づくデータベースの整備
 - ・特定空家等の認定
 - ・特定空家等に対する法的措置
 - ・特定空家等の解体支援

【閲覧場所】

町民課、各地区コミュニティセンター、中央公民館、町のホームページ

【意見の提出方法】

ご意見は「広報直通便」または、町ホームページに掲載の「ご意見提出様式」に必要事項を記載の上、郵送、FAX、電子メールなどでお寄せください。

[Eメール] cyoumin@so.town.shirataka.yamagata.jp

[FAX] 85-5275

[郵送] 〒992-0892 白鷹町大字荒砥甲833番地
白鷹町役場町民課くらし環境係